

令和5年度における国民健康保険制度の主な改正（案）について

1 低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の基準拡大について

低所得者に対する保険料の軽減措置の基準について、保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをするもの。

① 5割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{aligned} & \text{(現 行) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{28.5 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{29 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

② 2割軽減の対象世帯拡大

$$\begin{aligned} & \text{(現 行) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{52 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{(改正後) 基礎控除額 (43 万円) + (給与所得者等の人数 - 1) \times 10 万円} \\ & \quad + \underline{53.5 \text{ 万円}} \times \text{被保険者数} \end{aligned}$$

【例】給与収入3人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約 195 万円 → (改正後) 約 197 万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約 296 万円 → (改正後) 約 302 万円

【例】給与収入4人世帯

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約 236 万円 → (改正後) 約 238 万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約 368 万円 → (改正後) 約 376 万円

【例】年金収入2人世帯 (65歳以上)

- ・ 5割軽減基準収入 (現 行) 約 225 万円 → (改正後) 約 226 万円
- ・ 2割軽減基準収入 (現 行) 約 272 万円 → (改正後) 約 275 万円

※いずれも世帯に1人だけ収入がある場合

2 施行日

令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の保険料から適用する。